

第六十五回 参議院 社会労働委員会 會議録第九号

昭和四十六年三月二十五日(木曜日)

午前十時二十分開会

委員の異動

三月二十四日

辞任

森 八三三君

和田 鶴一君

高橋 衛君

補欠選任

玉置 和郎君

山本 杉君

横山 フク君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

林 虎雄君

上原 正吉君

高田 浩運君

小柳 勇君

渋谷 邦彦君

山崎 五郎君

山下 春江君

山本 杉君

大橋 和孝君

佐野 芳雄君

村尾 重雄君

喜屋武眞榮君

渋谷 邦彦君

野原 正勝君

石黒 拓爾君

岡部 實夫君

政府委員

労働省労働局長

労働省労働基準局長

同日 實夫君

本日の会議に付した案件

○最低賃金法案(小平芳平君外一名発議)

○勤労者財産形成促進法案(内閣送付、予備審査)

○労働問題に関する調査

(春季賃上げ闘争に関する件)

(聯合紙器株式会社社の労働問題に関する件)

○委員長(林虎雄君) ただいまから社会労働委員会を開会いたします。

最低賃金法案(参議院第二号)を議題といたします。

発議者渋谷邦彦君から趣旨説明を聴取いたします。

渋谷君。

○渋谷邦彦君 ただいま議題となりました最低賃金法案につき、提案者を代表いたしまして、提案理由並びに内容の概要を御説明申し上げます。

申すまでもなく、国家が強制力をもって賃金の最低限を規定する労働者保護の立法、すなわち最低賃金制は、近代国家に不可欠の制度であります。

ゆえに、ILO二六号条約、最低賃金決定制度の設立に関する条約は、一九二八年のILO総会で採択されて以来、七十六カ国が批准を終了しております。

わが国は、先進工業国として大きな躍進を遂げながら、いまだにこれが批准されておられません。これは政府の労働政策の重大な欠陥と言わざるを得ません。

近代産業国家においては、いかなる労働者に対しても、労働者の最低生活を保障するとともに、企業間の不正な競争を防止し、経済の健全な発展と産業平和、労働市場の近代化を達成することがきわめて重要であります。

すなわち、企業にとつても、必要以上の低賃金、低生産性は、決してプラスとはなりません。

むしろ賃金水準を安定し向上していくことにより、良質の労働者を得、企業の機械化、近代化を促進することが必要なのであり、また、国民経済の面から見ても、賃金の上昇によって、労働者の生活は向上し、その結果国民の購買力は増大し

て、経済活動が活発となっていくのであります。それは、企業と労働者がともに繁栄する道にはなりません。

しかるに、わが国の最低賃金法は、昭和三十四年四月に成立しましたが、その内容はいわゆる業者間協定がその主体となっており、御承知の通りこれがILO二六号条約の労働平等の原則に反していたことはいうまでもありません。

政府もようやくその非を認め、去る第五十八国会において改善を行なっておりますが、われわれは、その措置にすら、労働平等の原則を十分に尊重していない非民主的な要素を指摘せざるを得ません。

すなわち、本来の労働者保護の精神を十分に確立したものとは認めたいのであります。

そこで公明党は、大衆福祉実現のために、すべての労働者に最低賃金を保障することといたしました。

次に、法案の内容について御説明いたします。

まず、第一に、すべての労働者が、健康で文化的な生活を営むために、必要な最低賃金を全国一律最低賃金とし、十八歳の労働者に必要な生計費の全国平均によって算出することといたしました。

第二に、右の全国一律最低賃金の決定または改正は、中央最低賃金委員会がこれを行なうこととし、同委員会は、労使のおおの十人及び公益五人の委員をもって構成することといたしました。

第三に、中央最低賃金委員会は、一定の地域内の十八歳の労働者に必要な生計費が、全国平均に比して著しく高い場合に、当該地域についての最低賃金を決定することができることとしました。

第四に、以上のほか、労働協約に基づく一定の地域内の産業別最低賃金を認めることができることといたしました。

何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

○委員長(林虎雄君) 以上で趣旨説明は終わりました。

本案につきましては、本日はこの程度にいたします。

○委員長(林虎雄君) 次に、勤労者財産形成促進法案を議題とし、政府から趣旨説明を聴取いたします。

○国務大臣(野原正勝君) ただいま議題となりました勤労者財産形成促進法案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

近年におけるめざましい経済成長に伴って、わが国勤労者の賃金水準は年々大幅に上昇しつつある反面、貯蓄や住宅等の資産保有の面では、まだまだ貧弱であることは、争えない事実であります。

したがって、今後においては、勤労者の資産の充実にもつとも各方面の努力と関心が向けられなければならないと考えるのであります。

現に、勤労者の多くは、将来に備えて、営々として貯蓄につとめ、また、持ち家は取得等に非常な苦勞を重ねております。このような勤労者の負担を緩和し、さらには資産の充実を促し、真に豊かな安定した勤労者生活を実現するためには、労働条件の改善、物価の安定等の基本的施策の充実強化をはかることが必要であることは言うまでもありませんが、勤労者がみずから進んで行なう蓄積への努力に対して、直接に政府が援助を行なう道を開くこともきわめて重要と考えます。

また勤労者の自主的な努力によって行なわれた貯蓄について、その一部が立ちおくれの著しい住宅の建設に役立つような仕組みを設け、政府がこれを援助することも必要であると考えます。

さらに、勤労者の住宅保有を進めるためには、

現に多くの企業が従業員に対する持ち家援助を行なっている事実にかんがみ、その協力を得ることが、現実的に即し、かつ、効果的なやり方であると思ひます。

このような観点から、西ドイツ等の先例に学ぶとともに、わが国の実態に即した勤労者財産形成政策について研究を重ね、今回この法案を提出した次第であります。

次に、この法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、この法律は、勤労者が預貯金、有価証券、持ち家等の資産を保有することを促進することにより、勤労者の生活の安定をはかり、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的としており、この目的の達成に資するため、国及び地方公共団体は、勤労者について、貯蓄の奨励及び持ち家の取得を促進するための施策を講ずるよう配慮するとともに、労働大臣は、関係大臣とともに、勤労者の財産形成に関する施策の基本となるべき方針を定めるものとしております。

第二に、勤労者が金融機関等と契約を締結し、三年以上の期間にわたって定期的に、貸金から控除する方法により、事業主を通じて、預貯金の預入、金銭の信託または有価証券の購入をし、その預け入れ等の日から少なくとも一年間は、払い出しまたは譲渡を行なわないこととするものを勤労者財産形成貯蓄として、勤労者がこれを行なったときは、租税特別措置法で定めるところにより、所得税の課税について特別の措置、すなわち、元本百万円までにつき、それから生ずる利子等を非課税とする措置を講ずることとしております。なお、この場合、その手続き等について事業主の協力を求めることとしております。

第三に、勤労者の持ち家建設の推進をはかるため、雇用促進事業団は、事業主及び事業主で組織された法人並びに日本勤労者住宅協会に対し、勤労者分譲住宅の建設資金を貸し付ける業務を新たに行なうこととしております。この場合に、雇用促進事業団はその資金を調達するため、勤労者財

産形成貯蓄契約を締結した金融機関等に対し、協力を求めることができることとしております。

なお、事業主は、勤労者の持ち家の取得を効果的に推進するため、必要に応じ互いに協力するようにつとめるものとし、国及び地方公共団体は、この場合、事業主に対し、必要な助言、指導等の援助を与えることとしております。

第四に、勤労者財産形成政策基本方針その他の勤労者の財産形成の促進に関する重要事項を調査審議するため、労働省に、勤労者財産形成審議会を置くこととしております。

なお、この制度は公務員にも適用がありますので、その場合の特例、すなわち、預け入れに伴う控除の手續き、各種共済組合の役割等については規定してあります。

その他、この法律案においては、労働大臣が行なう調査等に関する所要の規定を設け、また、船員に関する特例を置くとともに、その附則において、関係法律について所要の整備をしてあります。

以上申し述べましたとおり、この法律案は、勤労者がみずから進んで財産形成につとめる場合に、事業主の協力と、国及び地方公共団体の援助とによつてこれを促進し、勤労者の生活基盤をより強固なものにしていくこととするものであります。

以上この法律案の提案理由及びその概要につきまして御説明申し上げた次第であります。

何とぞ御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(林虎雄君) 以上で趣旨説明は終わりました。

本案につきましては、本日はこの程度にいたします。

○委員長(林虎雄君) 次に、労働問題に関する調査を議題といたします。

御質疑のある方は順次御発言を願います。

○小柳勇君 一つは、いわゆる春闘ですが、各労働組合が会社側に賃金の引き上げなり、年度末手当の要求なりをして闘争をやっておりますが、この例年展開されるいわゆる春闘の状況について概括的に御報告願います。

○政府委員(石黒拓爾君) 春闘につきましては、ことが第十六回目で、この方式が、日本の労働運動といつたしましては、ほぼ定着したように感ぜられるわけでございますが、本年におきましては、過去五年間好況下に春闘が行なわれておりましたのに対して、久しぶりに景気調整下に春闘が行なわれるという点におきまして大きな特色があるように存じます。

景気調整下ではございますが、消費者物価は依然としてかなり高い水準にある。それから労働力不足もさしたる緩和を見せておられない。しかも、一面におきまして、労働者は生活意識の上でかなり変化をしておりますし、要求の多様化ということも顕著である。さらに統一地方選挙、参議院選挙というような事態もちょうど春闘と前後して行なわれるというような点が今回の春闘の特殊な背景になつておるようによ考えられます。

この春闘に臨む労使の態度でございますが、総評と中立労連は、例年の例によりまして、春闘共同委員会をつくりまして、昨年の十月二十二日にこれが発足いたしました。この春闘共同委員会が十一月二十四日に賃金白書を発表いたしました。それから同盟のほうも十一月二十六日に賃金白書を発表いたしました。それからIMF・JCが十一月二十五日に賃金白書を発表するということになり、組合側の春闘に臨む基本的態度というのは、昨年の十一月末にいずれも表に出たわけでございます。この賃金白書はたいへん大部なものでございますけれども、昨年に比べて、やはりことは景気の鎮静化傾向にあるということはある程度意識しておりますが、この景気の傾向というのは、深刻な不況というふうなものではなくて、一時的なかげり現象であるというふうな認識のもとに、春闘共同委員会といたしましては一万五千円前後、同盟

は二〇%、IMF・JCは二〇%以上というふうな賃金要求の基本的な方向を明らかにいたしております。それに対して、経営者側は、本年に入りまして一月十九日に、四十六年春闘に対する基本的態度を決定いたしました。賃金白書を発表いたしましたわけでございますが、この日経連の景気に関する観測は、組合側と著しい対照をなしております。今期春闘下の経済情勢は昨年に比べて一変しつつある。そして今回の景気低滞は構造的なものであつて、今後日本経済は約一年にわたる景気後退の後、かなり速度のふつた低速度化した成長軌道に乗る、そこで春闘についても、安易な相場追従の賃金決定を廃し、いわゆる生産性基準原理によつて経営者が結束してやるべきだということなりきびしいものがあるわけでございます。

今後の春闘がどういふふうに進むかということ、はまだ明確に予測することはできないわけでございますが、春闘共同委員会は、三月の十四日に春闘勝利総決起大会を全国的に行ないまして、次に三月の二十六日に春闘の第一次統一行動を行なうということになつておりました。その日は職場集会その他の行動のほかに一部ストライキが行なわれると思ひます。それから四月の六日から十日に民間単産のストライキの第一波を集中する。次いで四月十五日から二十日の時点において交通、公務協を含めた全産業規模でストライキを集中し、さらに四月二十日以降最大限のストライキを反復して、高原闘争の状態をつくり出すという大まかなスケジュールを定めております。これに基づいて、これを基準といたしまして傘下の各組合が春闘の具体的な行動に移るといふのが現在の状況でございます。

○小柳勇君 もう一点は企業倒産、たとえば公害倒産とかあるいは不景気のかげりによる中小企業の企業倒産などによる労働者のストライキ、あるいはその他の要求などが発生しているのは、昨年に比べてどうでしょう、ことは。

○政府委員(石黒拓爾君) 公害倒産あるいはそのほかの倒産状況につきましては、新聞でしばしば発表されておりますように、昨年に比べて相当ふえております。特に公害を出す企業におきまして倒産あるいは整理という現象は、これは昨年まではほとんど見られなかったところでございますが、ことしの新しい現象でございます。しかしながら、それによって何人ぐらい整理されたかという点につきましては、包括的な調査は私どものほうは遺憾ながらいまのところいたしておりません。

○小柳勇君 ことし特徴的な現象としてそういうものを聞きますので、早い機会にひとつ調査をしていただきたいのと、もしそういう資料がありましたらひとつ資料として御提出願いたいと思っております。

次に、最後の問題ですが、この前問題になりました聯合紙器の労使の紛争がまだ妥結しないので、中央労働委員会にいま提訴されているようでありますが、その紛争の状況について経過を御報告願いたいと思っております。

○政府委員(石黒拓爾君) 最初に御指摘のございました資料につきましては、全国的な統計資料は非常に困難かと思いますが、できるだけ集めました御報告いたしたいと思います。

それから聯合紙器につきましましては、去る二月におきましても、当委員会でも小柳先生からも御質問がございまして、大体その時点までの経過は、昭和四十二年以来新労働二つの組合ができて非常にございまして、御承知のとおりでございますので、御報告を省略させていただきますと存じます。

最近の状況におきましては、昨年の夏ごろはやや小康を保っておりまして聯合紙器の紛争が、昨年の暮れに至りまして小倉工場におきまして新旧両組合の対立というものが鋭化いたしました。その間に紛争が繰り返されて、暴行事件すら起こったという状態に相なりまして、会社側は、このような状態を鎮静化させるためにという理由

で、四十六年、本年の一月二十日から小倉工場を臨時休業いたしました。この臨時休業というものが鎮静化という点でやむを得なかったかもしませんが、労使関係にまた一つの問題を投げかけたわけでございます。

で、労働省もいたしまして、このような非常に長期にわたる深刻な争議というのは非常に望ましくございませんので、特に関係府県の労政課を通じて、労使双方に接触いたしまして、事態の改善方の促進の助言、援助等をなしてきたわけでございます。二月の十二日から労使の空気がその後若干変わってまいりまして、二月の十二日から小倉において工場再開のための団交が会社の首脳と新労働組合の本部及び支部の三役という人たちの間にわたって行なわれるに至りまして、まあ私もこの間にいたしましては、この工場再開団交というものに非常に強い期待を持っておったのでございますが、幸いにいたしまして、二月の二十七日に至って、この会社、旧労働、新労働三者間で工場再開の交渉が妥結いたしました。覚え書きが締結されました。覚え書きは前文を省略いたしましたし、中身を申し上げます。

会社は昭和四十六年三月一日より小倉工場の操業を再開することを決定し、会社・レンゴー労働組合・聯合紙器労働組合の三者は、ここに本覚書を締結する。

一、会社・レンゴー労働組合・聯合紙器労働組合の三者は互に協力して職場の平和と秩序維持のため努力する。

一、両労働組合は互に相手の立場を理解するよう努力する。

一、会社は両労働組合の要望に応え、職場の平和と秩序維持のため適切な措置をとる。

昭和四十六年二月二十七日
以上
聯合紙器株式会社
聯合紙器小倉工場
レンゴー労働組合

レンゴー労働組合小倉支部
聯合紙器労働組合
聯合紙器労働組合小倉支部
これだけの当事者が連署をした覚え書きができました。さらにこの覚え書きに基づきまして、聯合紙器労働組合及びレンゴー労働組合、つまり新旧両労働組合との間に確認書が締結をせられて、いろいろのことがございまして、この覚え書きの締結を定めておるわけでございます。この覚え書きの締結によりまして、小倉工場の再開が決定いたしました。現在平穩に操業が行なわれておるといふ報告を受けております。

小倉問題は一応これで片づいたわけでございますが、基本的に聯合紙器の全国にまたがるこの問題につきましましては、御承知のように、非常にたくさんの方々にあつては、不当労働行為の申し立てが行なわれて、非常に複雑、深刻なる事態になっております。中労委におきましても、この不当労働行為の申し立て事件の再審案件がかなりの数上がつてきておりまして、中労委といたしましては、この再審を機会といたしまして、基本的にこの問題を片づけたというところで、かねてから労使双方に、和解によつてこの問題を話し合いで片づけることが望ましいのではないかとこの呼びかけを行なつておりまして、三月三日に、中労委において、労使双方から和解に際する旨の意思表示がなされました。三月十二日には、旧労働から、和解に際する条件といたしまして、処分問題とか配転問題、あるいは組合事務所等の問題というふうなものにつきまして詳細なる文書が提出せられました。現在、会社は、三月中にそれに対する回答をするというところになっております。

で、この中労委の和解という手段を利用いたしまして、聯合紙器全般の長期にわたる争議が何とか円満に解決するというのを、私どもとしては切望いたしておるといふのが現在の状況でございます。

○小柳勇君 わかりました。三十日に中労委の和解の会合があるようでありまして、変化がありまして、そのつどお知らせを願いたいと思っております。以上をもつて私の質問を終わります。

○委員長(林虎雄君) 他に御発言もなければ、本件に対する本日調査はこの程度といたします。本日はこれにて散会いたします。

午前十時四十六分散会

三月二十四日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、児童手当法案

児童手当法案

目的

第一章 総則(第一条―第三条)

第二章 児童手当の支給(第四条―第十七条)

第三章 費用(第十八条―第二十一条)

第四章 雑則(第二十三条―第三十一条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会をなす児童の健全な育成及び資質の向上に資することを目的とする。

(受給者の責務)

第二条 児童手当の支給を受けた者は、児童手当が前条の目的を達成するために支給されるものである趣旨にかんがみ、これをその趣旨に従つて用いなければならない。

(定義)

第三条 この法律において「児童」とは、十八歳に満たない者をいう。

2 この法律において「義務教育終了前の児童」とは、十五歳に達した日の属する学年の末日以前の児童をいい、同日以後引き続き中学校又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の中学部に在

3 この法律にいう「父」には、母が児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含むものとする。

第二章 児童手当の支給

(支給要件)

第四条 児童手当は、次の各号のいずれかに該当する者が、日本国民であり、かつ、日本国内に住所を有するときに支給する。

一 義務教育終了前の児童を含む三人以上の児童（以下「支給要件児童」という。）を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母
二 父母に監護されず又はこれと生計を同じくしない支給要件児童を監護し、かつ、その生計を維持する者
三 児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母であつて、父母に監護されず又はこれと生計を同じくしない児童を監護し、かつ、その生計を維持するもの。ただし、これらの児童が支給要件児童であるときに限る。

2 前項第一号又は第三号の場合において、父及び母がともに当該父及び母の子である児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該児童は、当該父又は母のうちいずれか当該児童の生計を維持する程度の高い者によつて監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。

第五条 児童手当は、前条第一項各号のいずれかに該当する者の前年の所得（一月から五月までの月分の児童手当については、前前年の所得とする。）が、その者の所得税法（昭和四十年法律第三十三号）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びに同項各号のいずれかに該当する者の扶養親族等でない児童で同項各号のいずれかに該当する者が前年の十二月三十一日において生計を維持したものの有無及び数に依りて、政令で定める額以上であるときは、支給しない。

2 前項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、政令で定める。

(児童手当の額)

第六条 児童手当は、月を単位として支給するものとし、その額は、一月につき、三千円に、支給要件児童のうち義務教育終了前の児童であるものの数（当該支給要件児童のすべてが義務教育終了前の児童である場合は、当該義務教育終了前の児童の数より二を減じた数とし、当該支給要件児童のうち義務教育終了前の児童でない児童が一人いる場合は、当該義務教育終了前の児童の数より一を減じた数とする。）を乗じて得た額とする。

2 前項の額は、国民の生活水準その他の諸事情に著しい変動が生じた場合には、変動後の諸事情に依りて、すみやかに改定の措置が講ぜられなければならない。

(認定)

第七条 児童手当の支給要件に該当する者（以下「支給資格者」という。）は、児童手当の支給を受けようとするときは、その支給資格及び児童手当の額について、住所地の市町村長（特別区の区長を含む、以下同じ。）の認定を受けなければならない。

2 前項の認定を受けた者が、他の市町村（特別区を含む、以下同じ。）の区域内に住所を変更した場合において、その変更後の期間に係る児童手当の支給を受けようとするときも、同項と同様とする。

第八条 市町村長は、前条の認定をした支給資格者に対し、児童手当を支給する。

2 児童手当の支給は、支給資格者が前条の規定による認定の請求をした日の属する月の翌月から始め、児童手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる。

3 受給資格者が住所を変更した場合又は災害その他やむを得ない理由により前条の規定による認定の請求をすることができなかった場合において、住所を変更した後又はやむを得ない理由がやんだ後十五日以内にその請求をしたときは、児童手当の支給は、前項の規定にかかわらず、支給資格者が住所を変更した日又はやむを得ない理由により認定の請求をすることができなくなつた日の属する月の翌月から始める。

4 児童手当は、毎年二月、六月及び十月の三期に、それぞれの前月までの分を支払う。ただし、前支払期月に支払うべきであつた児童手当又は支給すべき事由が消滅した場合におけるその期の児童手当は、その支払期月でない月であつても、支払うものとする。

第九条 児童手当の支給を受けている者につき、第六条第一項に規定する児童手当の額の算定の基礎となる数が増加するに至つた場合における児童手当の額の改定は、その者がその改定後の額につき認定の請求をした日の属する月の翌月から行なう。

2 前条第三項の規定は、前項の改定について準用する。

3 児童手当の支給を受けている者につき、第六条第一項に規定する児童手当の額の算定の基礎となる数が減じた場合における児童手当の額の改定は、その減じた日の属する月の翌月から行なう。

第十条 児童手当は、支給資格者が、正当な理由がなくて、第二十七条第一項の規定による命令に従わず、又は同項の規定による当該職員の間接に依りなかつたときは、その額の全部又は一部を支給しないことができる。

第十一條 児童手当の支給を受けている者が、正当な理由がなくて、第二十六条の規定による届出をせず、又は同条の規定による書類を提出し

ないときは、児童手当の支払を一時差しとめることができる。

(未支払の児童手当)
第十二条 児童手当の支給資格者が死亡した場合において、その死亡した者に支払うべき児童手当で、まだその者に支払つていなかったものがあるときは、その者が監護していた支給要件児童であつた者にその未支払の児童手当を支払うことができる。

(支払の調整)

第十三条 児童手当を支給すべきでないにもかかわらず、児童手当の支給としての支払が行なわれたときは、その支払われた児童手当は、その後支払うべき児童手当の内払とみなすことができる。児童手当の額を減額して改定すべき事由が生じたにもかかわらず、その事由が生じた日の属する月の翌月以降の分として減額しない額の児童手当が支払われた場合における当該児童手当の当該減額すべきであつた部分については、同様とする。

(不正利得の徴収)
第十四条 偽りその他不正の手段により児童手当の支給を受けた者があるときは、市町村長は、受給額に相当する金額の全部又は一部をその者から徴収することができる。

(受給権の保護)
第十五条 児童手当の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さへることができない。

(公課の禁止)
第十六条 租税その他の公課は、児童手当として支給を受けた金額を標準として、課することができない。

(公務員に関する特例)
第十七条 次の表の上欄に掲げる者（以下「公務員」という。）については、第七條第一項中「住所地の市

あるのは、それぞれ同表の下欄のように読み替えるものとする。

当該国家公務員の所屬する各省各庁（財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十一条に規定する各省各庁をいう。以下同じ）の長（裁判所にあつては、最高裁判所長官とする。以下同じ。）又はその委任を受けた者

当該地方公務員の所属する都道府県若しくは市町村の長又はその委任を受けた者（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条又は第二条に規定する職員にあつては、当該職員の給与を負担する都道府県の長又はその委任を受けた者）

者。以下同じ）の總裁又はその委任を受けた

2 被用者等でない者（被用者又は公務員でない者）をいう。以下同じ。）に対する児童手当の支給に要する費用は、その六分の四に相当する額を、国庫が負担し、その六分の一に相当する額を都

道府県及び市町村がそれぞれ負担する。

3 次に掲げる児童手当の支給に要する費用は、それぞれ当該各号に定める者が負担する。

一 各省各庁の長又はその委任を受けた者が前条第一項の規定によつて読み替えられる第七

（児童手当に要する費用の負担）
第十八条 被用者（第二十条第一項各号に掲げる

支給に要する費用 国

二 都道府県知事又はその委任を受けた者が認定をした地方公務員に対する児童手当の支給に要する費用 当該都道府県

三 市町村長又はその委任を受けた者が認定をした地方公務員に対する児童手当の支給に要する費用 当該市町村

四 公共企業体の總裁又はその委任を受けた者が認定をした職員に対する児童手当の支給に要する費用 当該公共企業体

4 国庫は、毎年度、予算の範囲内で、児童手当に関する事務の執行に要する費用を負担する。

5 第一項又は第二項の規定による費用の負担については、第七条の規定による認定の請求をした日の属する月の翌月からその年又は翌年の五月までの間（第二十六条第一項の規定による届出をした者にあつては、その年の六月から翌年

の五月までの間）は、当該認定の請求をした際
（第二十六条第一項の規定による届出をした者
にあつては、六月一日）における被用者又は被
用者等でない者の区分による。
（市町村に対する交付）

市町村に対し、市町村長が第八条第一項の規定により支給する児童手当の支給に要する費用のうち、被用者に対する費用についてはその十分の九に相当する額を、被用者等でない者に対する費用についてはその六分の四に相当する額を、それぞれ交付する。

2 政府は、政令で定めるところにより、市町村に対し、市町村長が第八条第一項の規定により支給する児童手当の事務の処理に必要な費用を交付する。

給に要する費用にあてゐるため、次に掲げる者（以下「一般事業主」という。）から、拠出金を徴収する。

一 厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第八十二条第一項に規定する事業主

二 船員保險法(昭和十四年法律第七十三号)第六十條第一項に規定する船舶所有者

三 私立學校教職員共濟組合法（昭和二十八年

法律第二百四十五号、第二十条に規定する
学校法人等

四 農林漁業団体職員共済組合法（昭和三十三年法律第九十九号）第五十五条第一項に規定

五 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）第二百三条第二項に規定す

る団体等

六 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）その他の政令で定める法律に規定する団体で政令で定めるもの

一般事業主は、提出金を納付する義務を負

第二十一条 提出金の額は、前条第一項各号の法律に基づく保険料又は掛金の計算の基礎となる標準報酬、標準給与、給料又は俸給の月額（以下この条において「賦課標準」という。）に提出金率を乗じて得た額の総額とする。

前項の提出金率は、毎年度における被用者に対する児童手当の支給に要する費用の予想総額の十分の七に相当する額を当該年度における賦課標準の予想総額をもつて除して得た割合を基準として、厚生大臣が定める。

徴収金の徴収については、厚生年金保険の保険料その他の徴収金の徴収の例による。

前項の換出金その他この法律の規定による徴収金の徴収に関する政府の権限で政令で定める

ものは、社会保険庁長官が行なう。
政府は、拠出金その他この法律の規定による

徴収金の取立てに關する事務を、当該拠出金その他のこの法律の規定による徴収金の取立てにつ

いて便宜を有する法人で政令で定めるものに取り扱われることができる。

前項の規定による拠出金その他この法律の規定による徴収金の取立て及び政府への納付につ

第二十三条 児童手当の支給を受ける権利及び換

出金その他この法律の規定による徴収金を徴収し、又はその還付を受ける権利は、二年を経過したときは、時効によつて消滅する。

2 児童手当の支給に関する処分についての不服申立ては、時効の中断に關しては、裁判上の請求とみなす。

3 拠出金その他この法律の規定による徴収金の納入の告知又は督促は、民法（明治二十九年法律第八十九号）第五百三十三条の規定にかかわらず、時効中断の効力を有する。

（期間の計算）

第二十四条 この法律又はこの法律に基づく命令に規定する期間の計算については、民法の期間に關する規定を準用する。

（不服申立てと訴訟との關係）

第二十五条 児童手当の支給に關する処分又は拠出金その他この法律の規定による徴収金に關する処分の取消しの訴えは、当該処分についての審査請求に対する裁決又は当該処分についての異議申立てに対する決定を経た後でなければ、提起することができない。

（届出）

第二十六条 第八条第一項の規定により児童手当の支給を受けている者は、厚生省令で定めるところにより、市町村長に対し、前年の所得の状況及びその年の六月一日における被用者又は被用者等でない者の別を届け出なければならぬ。

2 児童手当の支給を受けている者は、厚生省令で定めるところにより、前項の規定により届出をする場合を除くほか、市町村長（第十七条第一項の規定によつて読み替えられる第七條の認定をする者を含む。以下同じ。）に対し、厚生省令で定める事項を届け出、かつ、厚生省令で定める書類を提出しなければならない。

（調査）

第二十七条 市町村長は、必要があると認めるときは、受給資格者に対して、受給資格の有無、

児童手当の額及び被用者又は被用者等でない者の区分に係る事項に關する書類を提出すべきことを命じ、又は当該職員をしてこれらの事項に關し受給資格者その他の關係者に質問させることができる。

2 前項の規定によつて質問を行なう当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、關係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

（資料の提供等）

第二十八条 市町村長は、児童手当の支給に關する処分に關し必要があると認めるときは、受給資格者の資産又は収入の状況につき、郵便局その他の官公署に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機關若しくは受給資格者の雇用主その他の關係者に対し、必要な事項の報告を求めることができる。

（報告）

第二十九条 第十七条第一項の規定によつて読み替えられる第七條の認定をする者は、厚生省令で定めるところにより、児童手当の支給の状況につき、厚生大臣に報告するものとする。

（実施命令）

第三十条 この法律に特別の規定があるものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行に關して必要な細則は、厚生省令で定める。

（罰則）

第三十一条 偽りその他不正の手段により児童手当の支給を受けた者は、三年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。ただし、刑法（明治四十年法律第四十五号）に正条があるときは、刑法による。

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、昭和四十七年一月一日から施行する。ただし、第十八条第四項の規定は昭和

和四十六年七月一日から、附則第三条第一項及び附則第九条の規定は公布の日から施行する。
（児童手当の支給に關する暫定措置）
第二条 次の表の上欄に掲げる期間においては、

昭和四十七年一月一日から昭和四十八年三月三十一日まで

昭和四十八年四月一日から昭和四十九年三月三十一日まで

（認定の請求等に關する経過措置）

第三条 昭和四十七年一月一日において児童手当の支給要件に該当すべき者は、同日前においても、同日にその要件に該当することを条件として、当該児童手当に關して第七條第一項（第十七條第一項の規定により読み替えられる場合を含む。）の規定による認定の請求の手続をとることができる。

2 前項の手続をとつた者が、昭和四十七年一月一日において、児童手当の支給要件に該当してゐるときは、その者に対する児童手当の支給は、第八条第二項の規定にかかわらず、同年一月から始める。

3 昭和四十七年一月一日において現に児童手当の支給要件に該当してゐる者又は同日後同年二月二十九日までの間に児童手当の支給要件に該当するに至つた者が、同年三月三十一日までの間に第七條第一項（第十七條第一項の規定により読み替えられる場合を含む。）の規定による認定の請求をしたときは、その者に対する児童手当の支給は、第八条第二項の規定にかかわらず、同年一月又はその者が児童手当の支給要件に該当するに至つた日の属する月の翌月から始める。

4 昭和四十七年一月及び二月の月分の児童手当は、第八条第四項本文の規定にかかわらず、同年三月に支払う。

第四条第一項第一号及び第六條第一項中「義務教育終了前の児童」とあるのは、それぞれ同表の下欄のように読み替へるものとする。

昭和四十二年一月二日以後に生まれた児童

昭和三十八年四月二日以後に生まれた児童

（地方財政法の一部改正）

第四条 地方財政法（昭和二十三年法律第九号）の一部を次のように改正する。
第十条中第八号の三を第八号の四とし、第八号の二を第八号の三とし、第八号の次に次の一号を加へる。
八の二 児童手当に要する経費
（義務教育費国庫負担法の一部改正）

第五条 義務教育費国庫負担法（昭和二十七年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。
第二条に次の一号を加へる。
六 児童手当法（昭和四十六年法律第 号）の定めるところによる公立の義務教育諸学校に係る市町村立学校職員給与負担法第一条に掲げる職員に対する児童手当の支給に要する経費
（公立養護学校整備特別措置法の一部改正）

第六条 公立養護学校整備特別措置法（昭和三十一年法律第五十二号）の一部を次のように改正する。
第五条に次の一号を加へる。
五 児童手当法（昭和四十六年法律第 号）の定めるところによる公立の養護学校の小学部及び中学部に係る市町村立学校職員給与負担法第一条に掲げる教職員に対する児童手当の支給に要する経費

(住民基本台帳法の一部改正)

第七條 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第七條中第十一号の次に次の一号を加える。

十一の二 児童手当の支給を受けている者

(児童手当法(昭和四十六年法律第 号))

第七條の規定により認定を受けた受給資格

者をいう。第二十九條の二及び第三十七條

第二項において同じ。については、その受

給資格に関する事項で政令で定めるもの

第二十九條の次に次の一条を加える。

(児童手当の支給を受けている者に係る届出

の特例)

第二十九條の二 この法律の規定による届出を

すべき者が児童手当の支給を受けている者で

あるときは、その者は、当該届出に係る書面

に、その受給資格に関する事項で政令で定め

るものを附記するものとする。

第三十七條第二項中「及び国民年金の被保険

者」を、「国民年金の被保険者及び児童手当の支

給を受けている者」に改める。

(社会保険労務士法の一部改正)

第八條 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第

八十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一第三十二号を次のように改める。

三十二 児童手当法(昭和四十六年法律第

号)

(厚生省設置法の一部改正)

第九條 厚生省設置法(昭和二十四年法律第百五

十一号)の一部を次のように改正する。

第五條中第五十六号の五の次に次の一号を加

える。

五十六の六 児童手当法(昭和四十六年法律

第 号)の定めるところにより、児童

手当の拠出金を徴収すること。

第十三條中第九号の二を第九号の四とし、第

九号の次に次の二号を加える。

九の二 児童手当法を施行すること(社会保

険庁の所掌事務を除く。)

九の三 厚生保険特別会計児童手当勘定の経

理を行なうこと。

第二十九條第一項の表中児童手当審議会の項

を削る。

第三十六條の三第一項中「国民年金事業」の下

に並びに児童手当事業の一部」を加える。

第三十六條の四中「第十三号まで」の下に「第

五十六号の六」を加える。

第三十六條の六第五号中「厚生保険特別会計」

の下に「(児童手当勘定を除く。)」を加え、同条

第十三号を同条第十四号とし、同条第十二号の

次に次の一号を加える。

十三 児童手当法に基づき、児童手当の拠出

金を徴収すること。

附則第四項を削る。

昭和四十六年四月八日印刷

昭和四十六年四月九日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

B